議案第9号

八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八幡浜市職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和7年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八幡浜市職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例

(八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年条例第34 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後

改正前

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

- 2 任命権者は、<mark>小学校就学の始期に達するまでの子</mark>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
- 3 (略)
- 4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合におまて、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該翌日での子のあるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この資において同じ。)において常態として当該子をあることができるものとして規則でよる者に該当する場合における当該職員を除

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない子

______のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護いて、第1項中「小学校就学の始期に達するでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の代表での子のある職員(職員の配偶者で当該子のの年前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として規則で表るものができるものとして規則であるとができるものとして規則でよる者に該当する場合における当該職員を除

く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでののようのある子ところにより、、当該を定規則で定めるところにより、当項に規定をであるのは、「第17条第1項に規定をでしたを営むのに支障がある者があるところにより、当該書が表した。)のある職員を表して、第1項中「深夜における」と、第1項中「深夜における」と、第1項中「深夜における」と、第1項中「なり。」における」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「おける」と、第1項中「なり、第1項中」と、第1項中「なり、第1項中」と、第1項中、対象を表して、対象の運営に支障がある」と読みでは、対象の運営に支障がある」と、対象の運営に支険がある。

5 (略)

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶 者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、 子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 19条の2第1項において「配偶者等」とい <u>う。)</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定 める期間にわたり日常生活を営むのに支障が ある者をいう。以下同じ。) の介護をするた め、任命権者が、規則の定めるところによ り、職員の申出に基づき、要介護者の各々が 当該介護を必要とする一の継続する状態ごと に、3回を超えず、かつ、通算して6月を超 えない範囲内で指定する期間(以下「指定期 間」という。)内において勤務しないことが 相当であると認められる場合における休暇と する。

2 · 3 (略)

第19条 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った 職員に対する意向確認等)

- 第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が 当該職員の介護を必要とする状況に至ったこ とを申し出たときは、当該職員に対して、仕 事と介護との両立に資する制度又は措置(以 下この条及び次条において「介護両立支援制 度等」という。)その他の事項を知らせると ともに、介護両立支援制度等の申告、請求又 は申出(次条において「請求等」という。) に係る当該職員の意向を確認するための面談 その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が4 0歳に達した日の属する年度(4月1日から

く。)が、規則で定めるところにより、当該 子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たな</u> い子のある職員が、規則で定めるところによ り、当該子を養育」とあり、及び前項中「小 学校就学の始期に達するまでの子のある職員 が、規則で定めるところにより、当該子を養 育」とあるのは、「第17条第1項に規定す る日常生活を営むのに支障がある者(以下 「要介護者」という。) のある職員が、規則 で定めるところにより、当該要介護者を介 護」と、第1項中「深夜における」とあるの は「深夜(午後10時から翌日の午前5時ま での間をいう。)における」と、第2項中 「当該請求をした職員の業務を処理するため の措置を講ずることが著しく困難である」と あるのは「公務の運営に支障がある」と読み 替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところ各になり、職員の申出に基づき、要介護者の移動を必要とする一の継続するよがとは、3回を超えず、かつ、通算して6月指定を超えない範囲内で指定する期間(以下「指ととする。と認められる場合における休暇とする。

2 · 3 (略)

第19条 (略)

翌年の3月31日までをいう。) において、 前項に規定する事項を知らせなければならな い。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度 等の請求等が円滑に行われるようにするた め、次に掲げる措置を講じなければならな い。
 - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る 研修の実施
 - (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の</u> 整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環 境の整備に関する措置

(八幡浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 八幡浜市職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第35号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につきにめられた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が勤務時間条例第19条に規定する規則で定めた子の保育のための休暇の許可を受けている場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項

____の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇として許可を受け、又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 (略)

3 非常勤職員に対する部分休業の承認につい ては、1日につき、当該非常勤職員について 1日につき定められた勤務時間から5時間4 5分を減じた時間を超えない範囲内で(当該 非常勤職員が勤務時間条例第19条に規定す る規則で定めた子の保育のための休暇の許可 を受けている場合又は育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す る法律(平成3年法律第76号)第61条第 32項において読み替えて準用する同条第2 9項の規定による介護をするための時間(以 下「介護をするための時間」という。) の承 認を受けて勤務しない場合にあっては、当該 時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から 当該休暇として許可を受け、又は当該介護を するための時間の承認を受けて勤務しない時 間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うも のとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条改正後の八幡浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。